

第 6 章

台湾市民社会と逆説的な民主主義の定着についての初歩的な考察

呉 叡人（若畑 省二訳）

要約： 本稿は政治理論家コーヘンとアラート（Cohen and Arato [1994]）のモデルを用い、2008 年 5 月以降、台湾民主政治の発展及び政治共同体の内的凝集力を考察するものである。本稿は「逆説的な民主主義の定着」（paradoxical democratic consolidation）という仮説を提起し、国民党が 2008 年に新しい一党優位システムを再建させたものの、二年も経たないうちに解体されたのは、構造的な危機及びリーダーシップの失敗がもたらした統治権威崩壊の連鎖的な過程であったと主張する。グローバルな金融危機と馬英九総統のリーダーシップの失敗が、市民社会登場のきっかけを作ることになったのである。市民社会が野党にかかわって、「公共の利益」の内容を決め、その代表として発言することによって、有効な牽制が形成された。市民社会の牽制によって、選挙の票が大量に野党に流れることになった。票を失ったことで生じた圧力によって、国民党の政治家が立ち上がって党の政策を反対することが誘発され、馬英九のリーダーシップ危機はさらに深まった。リーダーシップ危機が深まったことによって、市民社会の勢いがますます増大し、それがもたらした選挙の票の転移効果も、野党を持続的に回復させた。このように、台湾の民主は再び強固なものとなったのであり、市民社会は台湾共同体の凝集力が再生する源泉となった。

キーワード： 民主主義の定着，リーダーシップの失敗，市民社会，公共の利益，社会運動

本報告は二つの部分から成っている。一つは分析枠組みについてである。もう一つは、分析枠組みに関連する経験的な事象についての、比較的詳細な記録と再構築である。

第 1 節 分析枠組み－市民社会と逆説的な民主主義の定着

本研究は、2008 年 5 月以降国民党の馬英九政権の下における台湾の民主政治の展開を考察するとともに、その展開の中における政治共同体としての台湾の凝集力の強さについて評価することを試みる。本研究は主に、政治理論研究者コーヘンとアラート（Cohen and

Arato [1994]) の「国家－市場－市民社会」という三角モデルを採用し、台湾における「国家－市場」（いわゆる「経済社会」）と「国家－市民社会」（いわゆる「政治社会」）の両者間の競争と相互作用が、どのように民主主義の発展、定着および政治共同体の凝集力に影響を与えているのかについて考察する。この理論モデルは、市民社会という新しいアクターと変数を組み入れることによって、民主主義の発展・定着過程の複雑な様相をよりの確に把握することを可能にしているため、伝統的な民主主義理論における二つの大きな流れ、すなわち経済発展を重視する構造的な理論と、政治エリート間の協議を中心としたアクターレベルの理論の弱点を、効果的に補うことができるだろう。

現在（2010 年 2 月）の時点において、国民党の馬英九総統は驚くべき勢いで、早くも事実上のレイムダックになっている。我々はこのような現象の発生をどのように解釈すべきだろうか。馬英九がレイムダックになった過程は、台湾という政治共同体の凝集力や国家アイデンティティ、内部の各社会勢力間の関係について、何を表わしているのだろうか。本研究はこの 2 年間の台湾政治の展開について、以下のような分析枠組みを提示する。

2008 年の総統選挙に馬英九が大勝したことに加え、その前に行われた立法院選挙において 4 分の 3 以上の議席を国民党が獲得したため、台湾政治に再び一党優位システムが形成された。それとともに、体制内の民主的なバランスのメカニズム（国会・司法・監察）は効力を失い、本来ならば国民党主導によっていわゆる「不自由な民主体制」が形成され、さらにこの体制の下で積極的に親中路線が推進されて、台湾という政治共同体の段階的な解体がもたらされるものと考えられていた。しかし以下のような様々な要因により、情勢は逆転することとなったのである。

まず構造的な要因として、グローバルな金融危機を挙げることができる。これによって台湾国内の経済は低迷し、失業率が上昇して所得分配が悪化した。これらの状況は、独占資本が主導する中国との経済統合路線によって、政権が中下層の民衆から支持を獲得することに、非常に不利となる。また、所得分配の悪化と中国産品の流入は、階級政治（労働運動・農民運動）の空間を生み出したが、これは市民社会・社会運動が拡張する契機となった。

アクターレベルにおいては、馬英九総統個人が様々な重要政策課題や危機（台北市長当時の猫空ケーブルカーやモノレール内湖線をめぐる不正事件や、総統就任後の米国産牛肉輸入をめぐる騒動や「8 月 8 日水害」等）において、リーダーシップの失敗を繰り返し、威信が大いに失われた。しかしこれらの要因は、方法論的個人主義に属するものであり、事前に予知することは非常に難しく、政策決定過程を事後的に振り返る過程において、馬英九個人の行動の意図や因果的な説明について検討することによってのみ、確認することができる性格のものである。

グローバルな金融危機という要因と、アクターレベルのリーダーシップの失敗は、国民党政権の威信の危機をもたらすとともに、強い反政府的世論を生み出した。しかし、この

とき野党の民進党はいまだ十分に態勢を整えておらず、反政府的世論を糾合し代表することができなかったため、反政府運動には一種の真空状態が生じた。しかし、このような政党の無力によって生じた反政府運動の真空状態は、台湾の市民社会（社会運動・公共メディア・商業メディアによる世論形成の空間）に対して、大きな発言の余地を与えることとなった。市民社会の力は、権力闘争によって信頼を失った野党に取って代わり、政府の政策を批判し反政府的世論を糾合・伝達する主要な勢力となった。換言すれば、比較的高い正統性を有する市民社会団体が、もともと政党が持っていた機能を部分的に発揮し、政党に代わって効果的な反政府勢力となったのである。しかし、市民社会が効果的に世論を糾合・伝達したとはいっても、自ら政治エリートをリクルートし人民の利益を代表する（つまり代表を擁立して選挙に参加し、立法部門に進出して政策に影響を与える）ことはなかったため、その反政府的な政治行動の結果として、2009 年に行われた何回かの選挙においてそれまで全く不振であった民進党に票が大量に流れ、民進党がよみがえる機会がもたらされた。

選挙の票が地すべりのように野党へ向かったことで、さらに馬英九政権内部のリーダーシップの危機がもたらされた。票が失われたことで、選挙に権力の基盤を置く国民党内部の立法部門・地方行政部門の政治エリート（民選政治家）が票の流失の継続を防ぐために、特定の公共政策に関して中央政府に対する反対を公にしはじめ、民進党と反政府的世論を競い合うようになった結果、馬英九の威信がさらに失われたのである。国民党の分裂と馬英九の持続的な威信の低下は、かえって市民社会の発言と動員の空間を拡大し続け（例えば、米国産牛肉輸入についての住民投票の審査が、第一段階を通過したこと）、これにより政府を批判・監督・牽制する力はますます増大していった。また、市民社会における反政府的勢力の増大は政治的な面において、復活途上にあった野党の民主党へ持続的に有利に働いた。民進党は何回かの選挙に勝利した後士気が再び高まり、蔡英文主席のリーダーシップが日増しに確固としたものになって、政党の団結がますます強くなっていくことが観察された。突然、民主体制内の二大政党によるバランスのメカニズムが、再び動き出す可能性が生じたように思われる。

一言でいって、これは構造的な危機とリーダーシップの失敗が生み出した新権威主義的支配崩壊の悪循環である。悪循環の全体的なダイナミクスは、以下のように描写することができる。構造的な危機とリーダーシップの失敗→市民社会の勃興、政党に代わって公共の利益を定義・発言、効果的な牽制→選挙における票が野党へ移動、野党の復活→国民党内の民選政治家の反乱、リーダーシップ危機の深刻化→市民社会の発言空間の拡大→選挙結果によって野党が持続的に復活→体制内のバランスのメカニズムが段階的に回復。

換言すれば、構造的な危機と個人のリーダーシップの失敗が誘発した新権威主義的支配の迅速な崩壊であり、同時に一種の逆説的な民主主義の定着過程であるとも言える。このような新権威主義的支配の崩壊と民主主義の再定着過程において、本研究が最も注意を払

うのは、野党が全く不振であったとき効果的に野党に代わって反政府的世論を糾合し、有効な発言を行った市民社会の力である。本研究の初歩的な考察によれば、台湾の市民社会はリーダーシップの危機が生じ政治的な反対勢力が真空状態であった時期に、「公共の利益」の名の下で反政府的世論をまとめ上げ定義を行い、反政府的世論を台湾の主流的見解とし、これによって国民党の馬英九政権の急進的な親中政策を効果的に阻止したといえる。このような「公共の利益」の名の下で再びまとめ上げられた台湾社会の力が、果たして持続的に発展し、市民の言説・公共の利益・民主主義的な自決を核心とする台湾の主體的な言説が生まれるのか、またどのような方式で台湾の市民社会が組織され、どのような方式によって動員が行われるのか、本研究の次の考察ポイントである。

第2節 実際のケースについての詳細な考察

第二の部分では、まず政治情勢について分析を行い、続いて市民社会運動の代表的な三つのケースについて検討を行う。

1. 政治

2008 年 3 月 中華民国第 4 回総統選挙において、国民党の馬英九は 765 万票を得て総統に当選した。得票率は 58.45%に達し、勢いは一時的に大変強かった。さらに同年 1 月に行われた立法院選挙では、ブルー陣営（国民党・親民党・新党）は全部で 81 議席（全議席の 71.7%）を獲得し、国民党が行政府と立法府をともに掌握する状況の、いわば「完全執政」の時期に入った。再び野党になった民進党にはほとんど抵抗する力はなく、二大政党政治における体制内のバランスが完全に失われた。また、陳水扁事件の影響もあり、結党以来最も低調な状態を迎えることとなった。一般的には、国民党が再び取り戻した行政府と立法府に対する掌握は、少なくとも 8 年は続くものと予想された。しかし、2009 年からの選挙の状況は、このような予想が覆される可能性を示している。2009 年 3 月 14 日苗栗県の立法委員の補欠選挙において、無党派の竹南鎮長康世儒は民進党の支持を受け、国民党が擁立した前立法委員李乙廷（買収の判決が確定し当選が無効）の妻である陳鑾英を打ち破り当選した¹。苗栗は伝統的にブルー陣営の強固な陣営であったため、この選挙結果は非常に意外なものであった。苗栗で無党派の候補者が当選したことは、この地域のブルー陣営の支持者に揺らぎが現われたことを示している。しかし、このときにはまだ国民党の氣勢は落ちていなかった。8 月に台湾では悲慘な「8 月 8 日水害」が起こったが、中央政府による救助の無力さと公務員の鈍感さは各界の世論から大きな非難を受け、馬総統の声望は著しく低下し、行政院長の劉兆玄もこれによって内閣総辞職することとなった。同年 9 月、

¹ <http://www.libertytimes.com.tw/2009/new/mar/15/today-t1.htm>

雲林県の国民党籍の立法委員張碩文が買収により当選無効となったことを受けて行われた補欠選挙において、民進党籍の劉建国が 6 割を超える得票をもって、国民党の張良輝と無党派の候補者張輝元（張碩文の父）を打ち破り当選した²。この勝利は、「8 月 8 日」水害および経済の不振と関係が深いという声が一般的であった。またこの選挙は、民進党の選挙における勢いが再び上昇する重要な契機となった。

2009 年 12 月の県・市長選挙において、国民党は 12 の県・市で勝利し、党を離脱して出馬・当選した花蓮県の傅崑萇とあわせて、ブルー陣営は 13 の首長職を獲得した。一方民進党はわずか 4 つの首長職を得たにとどまったが、もともと国民党が県政を握っており、今回の選挙における指標と見なされていた宜蘭県では勝利した。また澎湖県長選挙においても、カジノ住民投票における逆転現象の影響もあって、国民党と民進党の得票数の差は初めて、僅か 500 票余りにまで縮まった。全体の得票率から見れば、国民党と民進党の県・市長選挙における得票率は事実上五分であり、それぞれ 47.88%と 45.32%とわずか 2.5%の差であった。2005 年の同じ県・市における得票数と比べたならば³、国民党が 13 万票を失ったのに対し、民進党は 27 万票を上乗せしたのであり⁴、この違いは軽視すべきではないだろう。さらに台東県や桃園県のように、これまで国民党の地盤と見なされたり、長期に渡って国民党が県政を握ってきたりした地域において、票差が非常に接近した状況が現われた⁵。表面上は国民党が依然大勝を収めたように見えるものの、得票数の変化から民心の動向を見て取ることが可能であり、政党支持の地滑り的な移動が明確に現われたのだと考えられる。

2010 年 1 月には、再び立法委員の補欠選挙があった。今回補欠選挙が行われた地区は台東、桃園及び台中であり⁶、もともとの三議席は全て国民党のものであったため、国民党は当初少なくとも一つか二つの議席は保てるものと予測していた。しかし予想外にも、国民党は全てで敗北し、民進党が三議席を獲得した。民進党はこれにより、立法院において議席の 4 分の 1（30 議席）を超え総統の罷免及び憲法修正の提案権を得るとともに、国民党の強固なこれまでの支持基盤を突き崩すこととなった。台中の簡肇棟は、今期の立法院に

² <http://n.yam.com/focus/politics/28092/>

³ 2009 年に直轄市への昇格案が可決されたため、台北県、台中県・市、台南県・市、高雄県では県・市長選挙が行われず、2010 年に高雄市・台北市と合わせて 5 直轄市の選挙が行われることとなっている。そのため、これらの県・市を除いたその他の県・市をもって比較している。

⁴ 2005 年の県・市長選挙において、直轄市に昇格しない県・市での国民党の総得票数は 2,225,075 票、民進党は 1,706,491 票であったが、2009 年の同じ県・市における国民党の総得票数は 2,094,518 票、民進党は 1,982,914 票であった。

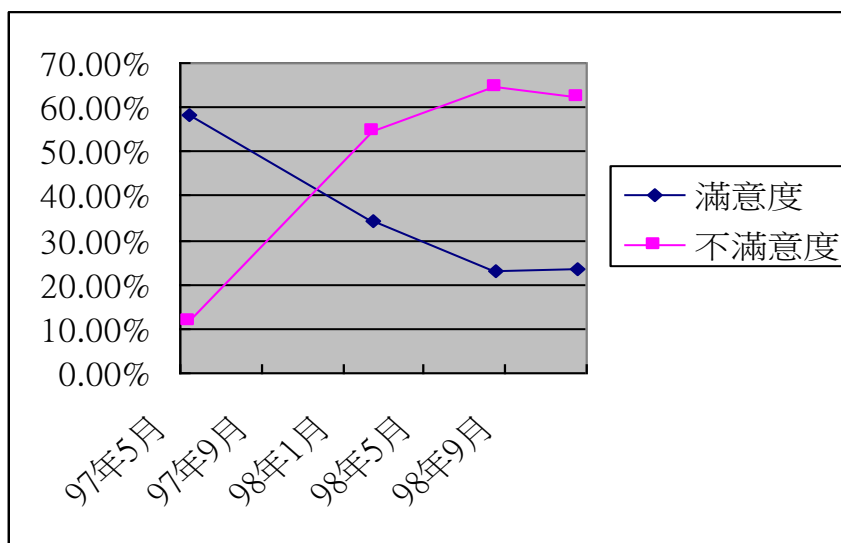
⁵ <http://zh.wikipedia.org/wiki/2009%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E8%8F%AF%E6%B0%91%E5%9C%8B%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E8%81%B7%E4%BA%BA%E5%93%A1%E9%81%B8%E8%88%89>

⁶ 補欠選挙となった原因は、それぞれ以下の通りである。台東では、黄健庭が立法委員を辞職し、県長選挙に出馬して当選した。桃園では、国民党籍の立法委員である廖正井が、買収の判決が確定し当選無効となった。台中では、国民党籍の立法委員である江連福が、買収の判決が確定し当選無効となった。

において中部地区で民進党唯一の議席を獲得し、台東の賴坤成は、台東の選挙区において初めて民進党籍立法委員の当選者となった。2010 年 2 月には再び 4 議席の立法委員補欠選挙があり、12 月には全国の有権者の 6 割が居住する 5 つの直轄市の選挙がある。国民党と民進党の二大政党の結果がどのようなものであるのかが注目される。

選挙結果は特定政党に対する失望を反映しているが、世論調査も同様の傾向を表わしている。遠見雑誌世論調査センターが行った世論調査結果によると、馬英九総統が 2008 年 5 月に就任したときの支持率は 58.3%であり、不支持率は 11.9%であった。就任後のグローバルな経済的不況を受け、2009 年 2 月には支持率は 34.5%，不支持率は 54.8%となり、馬政権に対する民衆の信頼が失われ始めたということが表れた。「8 月 8 日水害」の後、馬政権に対する世論調査結果はこれまでになく低いものとなり、支持率はわずか 22.9%，不支持率は 64.8%に達した。さらに、2009 年末に起こった米国産牛肉輸入をめぐる騒動や ECFA をめぐる論争は、民衆の政府に対する疑いをさらに深いものとし、2009 年 12 月の世論調査では、支持率はわずか 23.5%，不支持率は 62.2%となった。

図 1 馬英九が総統に就任後の世論調査の推移



(出所) 遠見世論調査センター。

このような世論の大幅な変化に対して、国民党の内部でも変化が現われ始め、もともと非常によくまとまっていた立法院と行政府に分裂が生じ始めた。最も明らかな例は、米国産牛肉輸入をめぐる騒動であり、国民党籍の立法委員はこのとき行政府を支持する従来のやり方を改め、米国産牛肉の輸入に反対する高揚した世論を支持するという選択をした。

2009 年 12 月末に立法院で修正・可決された「食品衛生管理弁法」は、行政府に大きな打撃を与えた⁷。このとき馬總統は、党主席を兼務しているという立場にありながら、立法院を有効にコントロールすることができず、アメリカからの圧力と群衆の怒りの双方に、行政府が単独で直面するという事態を招いた。これは国民党内において、選挙における支持があつて初めて権力を得る立法委員が、民衆の馬政権に対する不満を感じ取り、自らの立場を保つために従来の行政府追随の姿勢を改め、さらには行政府から距離を置いて民進党と世論の反応を競い合うことによって、選挙における支持を求めたものと解釈することができるだろう。

中央レベルにおける行政府と立法院の分裂だけでなく、国民党の中央と地方にも関係の揺らぎが現われる可能性がある。2009 年 6 月に台中県と台中市、高雄県と高雄市、台南県と台南市が合併し、台北県とともにそれぞれ直轄市に昇格する法案が可決された。台北市とあわせて 5 つの直轄市が並び立つ状況が生まれたが、これによって行政制度の変動に付随する利害調整が問題となった。現在立法院で審議されている「地方制度法」は、基層行政制度の改正と関わっている。国民党中央は、この変革が末端の選挙運動員の足腰を弱める可能性があると考え、中央と地方双方にとって利益になる方策を積極的に捜し求めて、郷・鎮長は直接区長に、郷・鎮の民意代表は区の諮問委員に転任するようにした。しかし転任の条件において、適任者を選択すべきとする者と一律的な転任を主張する者の路線争いが起こった。適任者を選択すべきとする者は、起訴されたり、有罪判決を受けたり、二選以上したりしたものを排除するのに対し、一律派は無条件に転任させることを主張したが、結局は選択派の案が通った。地方制度の改正において中央と地方の関係の揺らぎを見出すことができる以外に、米国産牛肉輸入をめぐる騒動が起こってから、従来中央を強く支えてきた台北市長の郝龍斌や台中市長の胡志強などが、当初輸入に反対を唱えたことに關しても、そこに示された政治的な意図を容易に読み取ることができるだろう。

このような多事多難に際して、国民党の中央はいまだ改革の推進にこだわっている。候補者公認制度の改革や党資産の処分問題は、党内改革の一環と見なすことができる。また、行政府が意欲的に推進している「行政組織法」や「地方制度法」の修正は、既存の政治体制を上から変革しようとする動きだと解釈できる。以上に述べた選挙、世論調査、国民党内部の権力関係のきしみから、馬英九政権が危機に満ちており、その根本にはリーダーシップ能力の脆弱性が関係していることを見て取ることができる。馬政権が発足してからの政策の絶えざる失敗は政局の不安定を招き、もともと劣勢に立っていた民進党と、従来政治に有効な影響を及ぼすことができなかった台湾の市民団体が、政治に介入し成長する契機となったのである。

⁷ 修正された条文の主な内容は、最近 10 年間に狂牛病が発生した国家から、牛の頭骨・脳・目・脊髓・ひき肉・内臓などの危険が高い部位の輸入を禁止するというものであったが、この条文は以前に締結された米台間の議定書の内容と、完全に食い違っている。

2. 社会運動

以下本稿では三つのケースを取り上げ、それぞれのケースが代表している個別的市民社会運動の動員モデルについて分析する。これにより市民社会が変動する政局の中で、如何にして発展して発言力を増し、成功するに至ったかを理解できればと思う。

(1) 米国産牛肉輸入をめぐる騒動

2009 年 10 月 22 日、駐米代表の袁健生は米国在台湾協会ワシントン総本部において、執理事のバーバラ・シュレーグ (Barbara Schrage) と議定書を交わし、生後 30 ヶ月以下の骨付き牛肉を台湾へ輸入することについて、再び市場開放することに同意した。骨付き牛肉には依然として、狂牛病の病原を有しているかもしれないという危険性があるため、政府は幾度も今回の議定書の内容は韓国や EU と変わらないという声明を出したが、仔細に条文を検討するならば、台湾と同様に世論の猛反発を招いた韓国の議定書の内容といえども、米台間の議定内容に比べて、危険を防止するためのより厳格な基準が盛り込まれていたことが分かる⁸。ニュースがメディアによって報道された後世論は騒然となり、中華民国消費者文教基金会（以下、消費者基金会）は即座に、今回の政府の措置は民衆の健康をないがしろにしたものであるという非難を表明した。

11 月 2 日に衛生署が米国産牛肉の輸入拡大を正式に公布したことに対し、行政院長の呉敦義は政府が「三管五卡（輸入先・国境・市場における三段階の管理と、書類審査・産品

⁸ 立法委員の管碧玲は 2009 年 10 月 26 日に、次のように指摘した。「...米韓協議には狂牛病以外に二つの大きな項目について規制がある。すなわち、12 ヶ月以内に口蹄疫の病歴があつてはならず、また 24 ヶ月以内に牛疫、牛肺疫、ランピースキン病、およびリフトバレー熱の病歴があつてはならず、さらにこれらの疫病のワクチン接種記録があつてもならない（米韓協議 2）。さもないと、韓国はただちに牛肉の輸入を中止することができる（米韓協議 3）」これは狂牛病等の特殊な危険物質以外に、韓国は第二の防御線を敷いていると見ることができるが、台湾が同意した協議書には、このような重要な手段が放棄され、完全になくなっていると管碧玲は考えている。管碧玲の指摘によると、韓国が署名した協議書には、牛肉の残留物質の基準についても規制が設けられており、放射性物質・合成抗生物質・抗生物質・重金属・殺虫剤・ホルモン等については、必ず韓国の法令に基づくものと詳細に規定されている（米韓協議 18）。また、衛生的な材料によって包装すべきこと（米韓協議 19）、貯蔵や運送において伝染性の動物疾病源の汚染を受けてはならないこと（米韓協議 20）、密封器材によって荷物を包み運送すべきこと（米韓協議 21）等が規定されている。これらは、韓国側が協議書に明文化することを要求したものであるが、米台協議には全く存在しなかった。管碧玲の主張では、以上 7 つの韓国側が協議書に書き入れることを要求した規定は、輸出の表示情報の中に明記しなければならないとされている（米韓協議 22-1）が、台湾はこのような要求をしなかったため、当然協議書にこのような内容はないという。そのほか米台協議では、カナダからアメリカに輸出されて飼育された後屠殺された牛肉に関しても開放しているため（米台協議 8 の但し書き）、台湾のカナダ産牛肉に対する現行の規制（骨付きでないもの）は、効力を失ったのも同然となっている。このように主権を譲り渡す行為は、韓国人はできないだろう。また韓国は、90 日間アメリカが提出した牛肉輸出商のリストを拒否することができると明文で要求しており（米韓協議付録 3）、アメリカの輸出商は 2 年間の牛肉購買記録を保持しなければならないとも求めている（米韓協議 14）。しかし、台湾はこれらの要求をしておらず、国民の健康と安全を危険にさらしている。

情報の表示・開封検査・安全検査の徹底・情報網の整備という五つの安全確保措置)」という厳格なコントロールを行うことを強調したが、ますます大きくなる世論の反発を収めることはできなかった。消費者基金会は同日、米国産牛肉の輸入に反対する住民投票実施の署名を開始すると発表し、これはすぐに董氏基金会や主婦連盟など、一般的に政治的な性格が不明瞭だと考えられる民間団体の支持を得ることになった。

消費者基金会などの団体以外に、台湾大学大学院社会学研究科博士課程の学生である朱政麒が、「牛糞を食べて抗議する」という短い動画を 10 月末にインターネットで公開した。これはその後ネットとメディアにおいて大きく取り上げられたが、この成功は若い人々の注目を引き付け、米国産牛肉輸入に対する反対は、年配女性の関心事だけにとどまらなくなった。この後、地下鉄の駅に拠点を設けた「手形を押して抗議する」や、「人民を害する犯人を指名手配する」といった活動が行われた⁹。これらの活動は非常に創意的であり、目的を効果的に達成する手段となった。とりわけ、立法委員の事務室へ電話をかける活動の成功は、多くの国民党籍の立法委員が、国民党が作成した食品衛生管理法草案に対する署名を撤回することにつながり、国民党は防止措置をさらに厳格にした別の修正案を出さざるを得なくなった。11 月初めの台湾社会は、米国産牛肉が引き起こした大騒動にすっかり覆われていたといえる。メディアが関連する事件の展開を報道したほかに、『商業週刊』第 1147 号の「米国産牛肉の真相を完全に暴露する」という特集記事は、的確な分析によって米国産牛肉の輸入に反対する理由を、活字媒体及びネットを通じて広げることになった。この文章は多くのブログで頻繁に転載され、政府攻撃の重要な武器となった。

市民社会の激烈な反応に対して、民進党の動きは相対的に注意深く慎重であった。市民団体と戦略的な提携関係を保持しながらも、異なる戦場においてそれぞれ闘争を進めていった。住民投票に関しては民間団体の主導権を尊重し、署名運動に際して署名の拡大に協力することにとどまった。今回においても、民進党の主戦場は立法院であり、食品管理法の修正草案を提出することによって国民党と世論の支持を競い合った。民進党の案は、相対的に牛肉輸入に対する危険防止措置が整っており（世論により近いと解釈可能）、2 ヶ月の交渉を経て 2010 年 1 月 5 日に、頭骨・脳・目・脊髄・ひき肉・内臓など 6 つの危険部位の輸入を禁止する食品管理法の修正案が可決された。これは民進党の勝利のように見えるが、もし国民党籍の立法委員の造反がなければ、成功の可能性はなかった。国民党の立法委員は、行政府と反対の行動を採ることを大胆にも選択したのであるが、これは市民社会の声が、政治家を突き動かしたのだと解釈することができる。「8 月 8 日水害」の影響がいまだ残っており、ダイオキシン汚染鴨や六価クロム汚染米など食品の安全に関わる事件が次々に起こっている状況の下で、立法委員がついに人民の声に耳を傾けたのである。

⁹ 国民党が提案した食品管理法案に対して賛成した立法委員の電話番号を公表し、有権者が電話をかけて抗議できるようにした。

今回の騒動のもう一方の主役であるアメリカ政府は、自らの立場を堅持して再交渉を行うことを望まなかった。アメリカの駐台代表であるスタントンは、発言やメディアへの投稿を通じ米国産牛肉の安全性について絶えず宣伝する一方、政府に対しても圧力をかけ続けた。牛肉はアメリカにとって重要な輸出畜産品であるため、アメリカ政府自身も牧畜業からの強い圧力を受けていたので、様々なルートを通じて交渉を断固拒否するという立場を絶え間なく表明し、米台間の相互信頼に影響を与えるとして台湾政府を非難したりもした。立法院において食品管理法が改正された後、米国在台湾協会は強い調子の声明を発表し、この法改正は責任ある貿易パートナーとしての台湾の信頼性を損なうものであり、今後アメリカが台湾と協定を結んで二国間の経済・貿易関係を拡大・強化していくことを難しくするだろうと表明した。もともと 2010 年 2 月に開かれる予定であった TIFA（貿易投資枠組協定）も間違いなく延期され、これによって米台 FTA 交渉も遅延することだろう。

しかしながら、消費者基金会在が主導した住民投票案は順調に処理されていき、2009 年 11 月 2 日に署名が開始された後、僅か 1 ヶ月のうちに 20 万近い署名が集められ、12 月 8 日に消費者基金会在は中央選挙委員会に対して、そのうちの 13 万 459 名の署名を送った。中央選挙委員会は 12 月 12 日に資格審査を終え、12 月 30 日に公聴会を行った。2010 年 1 月住民投票審議委員会は 16 対 0 でこの住民投票案を通過させ、現在は第二段階の署名が進められている。今回は民間団体が提起した初めての住民投票案であり、その成否と投票結果は大きな意義を持っている。2009 年には、これと比較できるもう一つの住民投票の提案があった。すなわち、民進党が提起した ECFA（中台経済協力枠組協定）に関する住民投票案である。

馬政権が発足して以降、中国と ECFA を締結することが台湾経済を救う万能薬であるとして速やかな成立を欲してきたが、説明不足のため民衆に疑いが生まれており、世論の高い支持をずっと得ることができずにいる。民進党は拙速な締結に対して反対しているが、有効に抵抗することができない状況のため、住民投票によって阻止することを試み、ECFA の締結は人民による決定を経なければならないと主張した。この案は 6 月末に 17 万名の署名を集めて審査に送られたが、住民投票審議委員会において「提案内容が不明確」という理由により 13 対 4 で否決された。現在民進党は行政不服申立を進めている。

この住民投票提案の失敗を受けて、これまで住民投票の推進に力を尽くしてきた第四原子力発電所住民投票促進会が、再び「人民が主役になる運動」を起こし、現行の住民投票法が持っている問題点について修正を求めるとともに、ECFA 住民投票案を直視するよう訴えた。この団体は、徒歩で台湾を一周する「千里苦行」の方式によって理念を宣伝し、現地の民衆と交流を行った。

台湾における今回の米国産牛肉輸入をめぐる騒動の展開は、隣国である韓国と比べることもできる。韓国では、2008 年に生後 30 ヶ月以下の米国産牛肉の輸入開放を行ったとき、首都のソウルに 10 万名の抗議群衆が集まり、激烈な手段によって政府に対し再交渉を要求

した。結局、内閣は責任を示すために総辞職するに至ったが、牛肉の輸入は既成事実となった。比較をしてみると、台湾社会では大規模な街頭での抗議はあまり起こらず、唯一起こった比較的大規模な抗議でも、おおよそ僅か1万人であったが、台湾政府にもう一度アメリカと牛肉輸入について交渉させることに成功した。二つの構図の違いは、詳細に検討するに値するだろう。

(2) ダイオキシン鴨と六価クロム米事件

2009 年 11 月 6 日午後、行政院環境保護署は環境検験所の検査報告を受けて、高雄県大寮郷の養鴨場の二つの鴨肉からダイオキシンが、それぞれ脂肪 1 グラム当たり 4.05 ピコグラムと 11.2 ピコグラム検出されたと発表した。これは、衛生署が定める脂肪 1 グラム当たり 2 ピコグラムの 2 倍から 5 倍以上の量であった。このような高濃度のダイオキシンは、人が食べたならば 20 年間は排出することができず、胎児に障害をもたらしたり、妊婦の流産を招いたり、さらには癌を生じさせたりする。当該養鴨場は、これらの鴨が初めてであって市場にはまだ流入していないと主張したが、六価クロムの流出源である当該地区のスラグ汚染は相当に深刻である。環境保護運動家が 2006 年に告発を行っており、民進党立法委員の黄淑英の質問によると、その養鴨場から 10 万羽の汚染された鴨が市場に流入している恐れがあるという。ニュースが報道されると、消費者の食品安全に対する信頼にパニックが引き起こされた。それから 10 日も経たず 11 月 14 日には、台南県後壁郷嘉田村の農地から重金属である六価クロムが相当量検出された。土壤に含まれていた量は、管理基準の 3 倍を超えるものであった。このケースに関して興味深いのは、ニュースが報道されてから起こったパニックではなく、これら二つのニュースがどのようにして生まれたかである。

何年か前に中国のメラミン混入品など毒性食品の事件があったときは、我々は食品の安全が重要であるとたやすく感じた。しかし現代人の生活は、農業生産の現場とは遠く離れており、工業による汚染がいたるところにあることに対しても感覚がなく、自分が住んでいる土地が汚染されていても、なかなか気付かない。二つの土地汚染事件の発見者は、どちらも台南社区大学（コミュニティ・カレッジ）「自然と環境課程」の代表者である黄煥彰および彼が率いる課程のメンバーであったが、この団体はどのようなものなのか。なぜ汚染を発見しようとしたのか。どのようにして汚染を発見したのか。汚染を発見した後どのような行動を採ったのか。これらの問いが、このケースについて我々が関心を抱くポイントである。

台南社区大学（以下、台南社大）は 2001 年に設立されたが、創立の当初から強い理想主義的性格を有しており、建学理念の中で次のように謳っている。「非営利組織の経営原則の下で、課程を開いて収入を得ることや寄付を募ることは、公共的な課程を発展させるためである。社会運動家は教育者の立場に立ち、公共的な事柄に参加する理想と熱意を持って、行動を強調し社会的価値を重視するという公共的性格を帯びたコミュニティ・カレッ

ジを作り上げることを助ける。また成人教育の制度は、教学に関する専門的な制度設計を通じて、一般の人が公共的な課題について学習することを理解し、参加することを望むような市民教育を発展させる」¹⁰。この文章から、台南社大が地域に根付いた市民教育機構となることを望み、さらには学ぶものを組織・訓練して市民運動団体を形作り、積極的に社会へ参加する意識を持っていることが分かる。非常に高邁な建学理念のように見えるが、台南社大は 10 年間の実践の中で、一步一步実現を果たしてきた。

今回ダイオキシン鴨と六価クロム米を告発した「自然と環境課程」の教師と学生を例にとってみよう。代表者である黄煥彰は、もともと自然を愛好する大学教授に過ぎなかったが、10 年余りに静宜大学教授の陳玉峰の講演によって、環境汚染に対する関心を持つようになり、汚染が深刻な故郷の溪流である二仁溪の保全運動に関わるようになった。「私は二仁溪の記録から開始した。台湾では以前、多くの産廃業者が川岸で廃ケーブルや廃電子基板を焼き、赤色の酸洗液を隠れて川へ流していた。私は、河口まで 3 キロも続く魚の死骸を見て涙をこらえきれず、30 分間泣いた。泣いた後、必ずボランティアを募ってここで闘わなければいけないと考えた」¹¹。環境保護の過程において、黄煥彰はやくざの脅しに遭ったり、政府の無能さを強く感じたりした。しかし、運動を粘り強く続け、台南社大に設けられた「自然と環境課程」を理念の伝達、人材の育成、行動の組織化の重要な拠点とした。

黄煥彰の指導の下で「自然と環境課程」は、台南の中国石油化学会社安順工場のダイオキシン汚染や河川の汚染、保護動物である諸羅樹蛙（アオガエル属の台湾固有種、学名は *Rhacophorus arvalis*）の保護などに関心を持ち、最近では廃スラグによる汚染に取り組んでいる。政府からの補助がない状況の中で、市民からの小額の募金や借金によって 100 万台湾元を越える金額の観測機器を買ったり、安定した給料の専従者を雇ったりして、協力を求める多くの汚染地域へ行き環境保護の活動を行っている。

環境保護の一方で、「自然と環境課程」は依然として市民教育の本分を忘れていない。彼らにとって市民教育の場所は、必要な場所に生じるものであり、そのため彼らは固定された教室を飛び出し、環境汚染の現場に行くのである。そこで現地の住民に講演をし、住民に主体的な意識が形成され始めたら、現地の住民による環境汚染対策会や環境再生連盟の成立を組織し、住民に自分たちの権益を勝ち取り故郷を守ることを学ばせている。

注目すべきは、「自然と環境課程」が民衆と向き合うこと以外に、様々な方式を用いて政府と協力することを積極的に試みている点である。単なる一過性の汚染告発だけでなく、持続的かつ全面的な汚染の観測を行おうとしている。2007 年に成立した「台南社大環境汚染地図専門計画グループ」と、台南地方検察署及び地方政府の環境保護局が協力して、「大台南環境汚染地図」を作成し「汚染地図観測ネット」を作り上げた。これにより民間と行

¹⁰ <http://www.tncomu.tn.edu.tw/modules/tadnews/page.php?nsn=315>

¹¹ <http://163.26.52.242/~nature/modules/tadnews/index.php?nsn=225>

政と司法の三つが協力する形で、大台南地区の汚染状況を監視している。

2009 年に燃え広がったダイオキシン鴨と六価クロム米事件は、何にもないところから生じたのではなく、このような行動を行っている者の持続的な努力があつてはじめて、世間に知られる機会が生まれたのである。「自然と環境課程」が廃スラグ¹²を監視し始めてから 4 年が過ぎたが、2006 年には既に台南地区で廃スラグが不法投棄されている状況を発見していた。その後検査の場所を高雄にまで拡大したところ、決して単独のケースではないことが確認された。高雄の大坪頂・駱駝山・紅蝦山の間に、面積が広い 7 つの空き地がスラグによって埋め尽くされており、汚染状況が深刻であったが、その中には魚の養殖場や養鴨場、パイナップル園などもあった。その根本的な原因について、「自然と環境課程」は政府の「資源再利用法」自体に大きな欠陥があると考えている。「廃棄物をゼロにするという名分は美しいが、多くの有毒廃棄物や有害な製造廃棄物を、再利用する資源物に仕立て上げている。しかし、適切な後続措置や管理、防止メカニズムがないため、有害物質がゆっくりと環境の中に入り込んでしまっている」¹³。この事件は決して単一のものではなく、似たような事件が今後次々と発生する可能性があるが、明らかに現在の政府と一般大衆はこれについていまだ深刻に捉えてはいない。ダイオキシン鴨と六価クロム米の事件も、一時的なパニックを引き起こしたに過ぎず、ニュースの騒ぎが薄れていくにつれて次第に忘れられていった。「自然と環境課程」の活動成果は短い間注目されたが、いまだ残された課題は多く、どのように市民社会に対して呼びかけ、自らを重視し保護するメカニズムを作り上げていくかは、今後の努力目標である。

(3) 澎湖における住民投票

台湾の西側に位置する離島である澎湖は、これまで観光産業を重要な経済的資源としてきた。カジノ事業を誘致すべきかどうかに関する論争は 20 年前からあり、2009 年 9 月によりやく地方住民投票の形をとって、暫定的に決着した。しかし、この史上初めての地方住民投票は驚くべき結果となったのであり、市民社会研究のケースとする価値を十分に有している。

2008 年の総統選挙において、馬英九は政見の中で澎湖にカジノ特区を設けることを明確に支持し、就任後も積極的にこの政策を推進した¹⁴。2009 年 1 月に立法院で離島建設条例のカジノ条項が可決され、離島においてカジノ特区を設けることが合法化された。カジノ特区を設けるか否かは、地方住民の住民投票によって決定されることとされ、立法院は住民投票の成立基準を 2 月に引き下げた¹⁵。

¹² ここでの廃スラグは、製鉄工場の廃材を指している。

¹³ <http://163.26.52.242/~nature/modules/tadnews/index.php?ncsn=7>

¹⁴ <http://www.penghutime.com.tw/newsdata.php?no=09070478>

¹⁵ 地方住民投票の成立基準は、もともと以下になっていた。「住民投票案の投票結果が、投票者数が全国・直轄市・県・市の有権者総数の 2 分の 1 以上であり、かつ賛成が有効投票数の 2 分の

澎湖県政府の立場は、原則的にカジノ事業の発展を奨励するものであった。そのため、すぐに 32 ヶ所でカジノ説明会を開き、カジノ場を建設することの有利さをさかんに訴えた。さらには、各地区の住民投票賛成派の人数に応じて資源の比率を配分することを示唆し、反対派に対しては僅か 10 分しか意見発表の時間を与えなかった。双方の意見表明の時間や情報内容は極めて不対称であり、公聴会はまるで政府の特定の立場や政策を推進する場所となった。澎湖県商業会は、法案が可決されてすぐの 2009 年 2 月に地方住民投票の署名活動を開始した。署名は 2009 年 7 月に行政院へ送られて審査を通過し、8 月には 9 月 26 日に投票が行われることが決定した。住民投票の題目は「澎湖に観光カジノを付設した国際観光リゾート区を設置する必要があるか」であった。政府・財界・世論ともに、今回の住民投票は十中八九可決されるだろうと考えていた。しかし、実際には当日の開票結果、4000 票の差で提案は否決された。財界の投資計画は打ち崩され、澎湖の伝統的政治勢力も愕然とさせられた。その原因としては挙げられるのは、現地の市民社会がこれまでにない団結と強い力を示した点と、郷里を離れている澎湖出身の青年がこれは自分の故郷の重大事だと考え、郷里に戻ってカジノ事業反対という理念の推進に努めた点であった。

澎湖では 10 数年前からカジノ場建設の議論があったが、地方の声はずっと賛否両論であった。退職した教師である林長興は、長い間澎湖の環境保護と地域発展の課題について関心を持ち、台湾環境保護連盟澎湖分会の会長を長期に渡って務めてきたが、この議題の重大性を感じ取り、地域における反カジノ勢力をまとめて澎湖の反カジノ連盟を結成して、2004 年には澎湖県政府へ行き即興劇によってカジノ建設政策に抗議したこともあった。一方、台湾本島へ行き学生生活を送っていた澎湖出身の青年である顔江龍は¹⁶、2008 年 10 月立法院がまさにカジノ条項を審議していたときに、澎湖カジノ場建設反対のインターネット署名を開始し、1 万人を超える支持を得た。また台湾本島の市民団体に関しては、2009 年に法案が可決された後、台湾の反カジノ連盟が 3 月 15 日に自由広場の前で「315 反カジノ大行進」を挙行了。澎湖現地の反カジノ勢力、澎湖出身の青年の反カジノ勢力、台湾本島の反カジノ勢力のそれぞれが、この問題に対して反対活動を繰り広げたが、住民投票

1 を超えた場合に、可決となる。投票者数が前項の規定に満たないか、あるいは賛成が有効投票数の 2 分の 1 を超えない場合は、ともに否決となる」。しかし、2009 年 2 月 4 日、国民党の立法委員である翁重鈞や張嘉郡などが、離島地区の人口流出の深刻さを考慮すれば、現在の成立基準は高すぎるとして、成立基準を修正する案を提出し、可決された。立法院で可決された離島建設条例第 10 条の 2 カジノ条項は次のとおりである。「離島に観光カジノ場を設けるには、まず住民投票法に基づいて地方住民投票を行わなければならない。その住民投票案の投票結果は、賛成が有効投票数の 2 分の 1 を超えなければならないが、投票者数については県・市の有権者総数の 2 分の 1 以上という制限を受けない」。

¹⁶ 顔江龍は、澎湖で高校を卒業した後、台湾本島に渡り実践大学で勉強するとともに、積極的に各種の公共的な事柄に参加している。例えば、青年国会会議や逆風行脚団に参加したり、台湾澎湖同郷会の理事になったりした。2008 年には台湾の国連加盟を国際的に訴える第 2 期目の青年代表に選ばれ、2007 年には澎湖青年反カジノ連盟の発起人となった。これらの経歴から、彼が台湾本島で生活をしながらも、同時に故郷の公共的な事柄に強い関心を持っていることが窺い知れる。

の日時が確定した後、8 月末から 9 月の澎湖では、賛成派・反対派の双方が全力を尽くして澎湖住民の支持を勝ち取ろうとした。

澎湖反カジノ連盟と澎湖青年反カジノ場連盟は、共同のブログを通じて反カジノの理念を絶え間なく広めた。このブログが設けたブログ・ステッカーは¹⁷、ネット上で大きな反響を呼び、2009 年の公共参加ブログに選ばれた。このようなネットを通じた直接的な宣伝の方式は、伝統的なメディアを通じた宣伝戦に取って代わった。反カジノ連盟の経費には限界があり、財界や政府が享受しているメディア資源とは比較にならないが、無料で自由にアクセスできるインターネットを通じて、宣伝の重点的な対象である若い人々に対し、より効果的にメッセージを伝えることができた。投票権を持ちながら長年台湾本島で就学・就職している澎湖出身の青年に、反カジノの問題及び故郷との関係について考えさせ、故郷に帰って投票するように仕向けたのである。

また、メディア戦に関しては、澎湖地方検察署の検察官呉巡龍が住民投票の公聴会において反対の立場から発言を行ったことに対し、無党派の立法委員が、これが妥当かどうかを質問したが、法務部長の王清峰は「妥当ではない」と回答した。この件をメディアは大々的に報道したが、これはかえって反カジノ勢力のメディアでの露出を増加させるとともに、政府が特定の立場に肩入れしていることを明らかにする結果となった。呉巡龍が最後に「検察官を辞めたとしてもカジノに反対する」と話した気概により、このメディア戦に打ち勝つことに成功した。

住民投票を前にした数日間、反カジノ連盟は澎湖において各種の活動を行い、現地住民に反対票を投じる決意を固めさせた。これらの活動には、9 月 17 日から 20 日の「カジノ場反対の苦行、澎湖の悲願」、9 月 20 日の澎湖反カジノデモ、9 月 21 日の「宗教祈祷夜会」、選挙前 2 日間行われた「カジノに反対し、澎湖を守る座り込み」と題する 30 時間座り込み活動などがあった¹⁸。9 月 26 日の開票結果では全県 7 万 3651 名の有権者のうち、賛成票が 1 万 3397 票、反対票が 1 万 7359 票、無効票が 298 票であり、住民投票は否決された。

まとめ

本稿は政治理論家コーヘンとアラート（Cohen and Arato [1994]）のモデルを用い、2008 年 5 月以降、台湾民主政治の発展及び政治共同体の内的凝集力を考察した。本稿は「逆説的な民主主義の定着」（paradoxical democratic consolidation）という仮説を提起した。すなわち、国民党は 2008 年に新しい一党優位システムを再建させたものの、二年も経たないうちに解体されたのは、構造的な危機及びリーダーシップの失敗がもたらした統治権威崩壊の連鎖的な過程の結果であったのである。グローバルな金融危機と馬英九総統のリーダーシ

¹⁷ <http://blog.roodo.com/smilelong/archives/9895899.html>

¹⁸ http://blog.roodo.com/smilelong/archives/cat_440489.html&page=2

ップの失敗が、市民社会登場のきっかけを作ることになった。市民社会は野党にかわって、「公共の利益」の内容を決め、その代表として発言することによって、有効な牽制が形成された。市民社会の牽制によって、選挙の票が大量に野党に流れることになった。票を失ったことで生じた圧力によって、国民党の政治家が立ち上がって党の政策に反対することが誘発され、馬英九のリーダーシップ危機はさらに深まった。リーダーシップ危機が深まったことによって、市民社会の勢いがますます増大し、それがもたらした選挙の票の転移効果も、野党を持続的に回復させた。このように、台湾の民主は再び強固なものとなったのであり、市民社会は台湾共同体の凝集力が再生する源泉となった。

時間	澎湖カジノ住民投票	米国産牛肉住民投票	ダイオキシン鴨・六価クロム米	備考
2006			台南社区大学「自然と環境課程」の代表者である黄煥彰と晁瑞光は、2006年には既に、台南地区で廃スラグが不法投棄されている状況を発見していた。その後検査の場所を高雄にまで拡大したところ、決して単独のケースではないことが確認された。高雄の大坪頂・駱駝山・紅蝦山の間で、面積が広い7つの空き地がスラグによって埋め尽くされており、汚染状況が深刻であったが、その中には魚の養殖場や養鴨場、パイナップル園などもあった。	
2008/10/11	「澎湖を守る」という、澎湖にカジノ場を建設することに反対するインターネット署名。			
2009/1/13	立法院において71票の賛成、26票の反対でカジノ条項が可決 ¹⁹ 。			
2009/2/4	林滄敏・翁思鈞・黄建庭・張嘉郡らの推進により、カジノ条項における住民投票の成立基準が引き下げ。引き下げられた成立基準は、			

¹⁹ <http://lovepenghu.blogspot.com/2009/01/7126.html>

	以下の通り。「離島に観光カジノ場を設けるには、まず住民投票法に基づいて地方住民投票を行わなければならない。その住民投票案の投票結果は、賛成が有効投票数の2分の1を超えなければならないが、投票者数については県・市の有権者総数の2分の1以上という制限を受けない」。			
2009/03/01	澎湖権政府がカジノ説明会を開催。中継時間と会場の情報は以下の通り。 19:30-21:30 光華 活動中心 菜園, 光華			
2009/08/14	澎湖県政府が2009年9月26日に「澎湖に観光カジノを付設した国際観光リゾート区を設置する必要があるか」という題目で住民投票を行うことを公布。			
2009/8/31	台北で「美しい澎湖を守る831反カジノ誓願大会」が開催。			
2009/09/16	澎湖県地方住民投票第一案についての公営によるテレビ公聴会が、14時30分から15時30分まで開かれ、澎湖有線テレビ局によって現場中継が行われる。			

2009/9/17	午後 2 時から 3 時に、反カジノ連盟が監察院において監察院長の王建煊と面会。			
2009/9/20	澎湖で 15 時に「あなたの参加を歓迎する」という反カジノデモが行われる。			
2009/9/22	「青年が故郷に帰り澎湖を救うーカジノ場に反対」の記者会見。			
2009/9/24	「カジノに反対し、澎湖を守る」という 30 時間の座り込み活動。			
2009/09/26	澎湖県カジノ住民投票が夕方を終了。開票の結果、全県 7 万 3651 名の有権者のうち、賛成票が 1 万 3397 票、反対票が 1 万 7359 票、無効票が 298 票で、住民投票は否決。			
2009/10/22		駐米代表の袁健生がアメリカ時間の 22 日に、米国在台湾協会ワシントン総本部において、執行理事のシュレーグと議定書を交わし、生後 30 ヶ月以下の骨付き牛肉を台湾へ輸入することについて、再び市場開放することに同意 ²⁰ 。		
2009/10/23		衛生署が生後 30 ヶ月以下の米国産骨		

²⁰ <http://www.udn.com/2009/10/24/NEWS/FINANCE/FIN2/5211157.shtml>

		付き牛肉の輸入を再開することを公布。消費者基金会は政府が民衆の健康をないがしろにしているとして非難し、消費者に代わり「五つの大きな疑問」を提起 ²¹ 。		
2009/10/25		米国産牛肉の輸入開放について消費者基金会が、「誤った政策は必ず改められなければならない。消費者基金会も、世論を糾合し輸入開放政策の撤回を要求することを排除しない」と表明 ²² 。		
2009/11/02		衛生署が夜に米国産牛肉の輸入拡大を正式に公布。ただし、ひき肉と内臓部分については「行政手段」によって技術的に防止するとした。行政院長の呉敦義も前面に立って、牛肉の安全性について厳しく検査することを約束し、政府が輸入先・国境・市場において厳格なコントロールを行うと強調した。消費者基金会は米国産牛肉に反対する住民投票の署名活動を開始し、米台間で米国産骨付き牛肉の輸入に関して再協議を行うことを呼びかけたが、これは直ちに民進党及び董氏基		

²¹ <http://www.udn.com/2009/10/23/NEWS/NATIONAL/NATS6/5210714.shtml>

²² <http://financenews.sina.com/cna/000-000-107-102/403/2009-10-25/0143483816.shtml>

		金会，全民監督健保連盟，主婦連盟など多くの民間団体から，協力して推進するとの呼応を得た ²³ 。		
2009/11/06			午後に環境保護署は環境検驗所の検査報告を受けて，養鴨場の二つの鴨肉からダイオキシンが，それぞれ脂肪1グラム当たり4.05ピコグラムと11.2ピコグラム検出されたと発表した，これは衛生署が定める脂肪1グラム当たり2ピコグラムを超える量であった ²⁴ 。	
2009/11/07			環境保護署は午前，南区監督巡察大隊を派遣して，環境保護警察隊，廃管処，毒管処とともに現場検査を行い，消費者保護法によって鴨の移動を制限し暫時販売停止とした ²⁵ 。	
2009/11/08				「人民が主役になる運動」の「千里苦行」が台北を出発。
2009/11/10			環境保護署は農業委員会及び衛生署とともに再び現場確認を行った。農業委員会は600グラム当た	

²³ <http://hk.epochtimes.com/9/11/4/108605.htm>

²⁴ <http://www.udn.com/2009/11/12/NEWS/NATIONAL/NAT5/5246608.shtml>

²⁵ <http://www.udn.com/2009/11/12/NEWS/NATIONAL/NAT5/5246608.shtml>

			り 39 台湾ドルで買い取り, 汚染された鴨約 9000 羽を殺処分した ²⁶ 。	
2009/11/13		米国産牛肉の輸入に反対する地方住民投票を新竹市のグリーン陣営が提起。		
2009/11/14			台南県後壁郷嘉田村の農地が重金属である六価クロムによって汚染されていることが分かり, 土壌に含まれていた量は, 管理基準の 3 倍を超えるものであった ²⁷ 。	
2009/11/16		呉家誠が, 政党が署名活動に加わることにについて謝天仁理事長と理念が合わず, 消費者基金会の秘書長を辞任 ²⁸ 。	環境保護署がダイオキシン鴨を徹底的に解決するための方策を打ち出す ²⁹ 。	
2009/11/17			台南県後壁郷の農地において土壌に含まれている六価クロムの量が基準値を超えるものであったことが分かったことは, 後壁郷の米価に影響を及ぼす恐れがあるため, 台南県長の蘇煥智は農業界の代表とともに議会で米を食べ, 米が汚染を受けていないことを強調。	

²⁶ <http://www.udn.com/2009/11/12/NEWS/NATIONAL/NAT5/5246608.shtml>

²⁷ <http://www.cooloud.org.tw/node/48400>

²⁸ http://www.awakeningtw.com/awakening/news_center/show.php?itemid=9799

²⁹ <http://ivy5.epa.gov.tw/enews/Newsdetail.asp?InputTime=0981116114701>

2009/11/22				「政治経済の独占の消滅，社会正義の実現」を掲げる「秋の闘争」の再開 ³⁰ 。
2009/12/05	県・市長選挙－澎湖において国民党と民進党の得票数の差は僅か595 票。			県・市長選挙。
2009/12/08		13 万 459 名の住民投票提起の署名が中央選挙委員会へ送付（署名の総数は，有効なもの 202,268 名，無効なもの 4,941 名で，合わせて 207,209 名。中央選挙委員会へ送られたのは 130459 名であり，残りの 76750 名分は処理経費の節約や補充用の準備などを考慮して，中央選挙委員会へ暫定的に送付せず）。第二段階の署名は 2010 年 2 月末に開始される予定。		
2009/12/09			後壁郷の 5 つの土地で六価クロムが基準値を超えたが，農作物は汚染されていなかった ³¹ 。	
2009/12/12		米国産牛肉輸入についての住民投票案が，中央選挙委員会の資格審査を通過 ³² 。		

³⁰ <http://www.cooloud.org.tw/node/48509>

³¹ <http://news.chinatimes.com/2007Cti/2007Cti-News/2007Cti-News-Content/0,4521,110501+112009121000078,00.html>

³² <http://news.chinatimes.com/2007Cti/2007Cti-News/2007Cti-News-Content/0,4521,50103650+112009121200109,00.html>

2009/12/26				「人民が主役になる運動」の「千里苦行」が終了。
2009/12/29		与野党間で内臓とひき肉の輸入禁止に関して合意がなされ, 立法院において食品衛生管理法が改正 ³³ 。		
2009/12/30		米国産牛肉輸入についての住民投票案に関し公聴会が開かれ, 賛成派・反対派双方が持論を展開 ³⁴ 。		
2010/1/5		立法院において6つの危険部位の輸入を禁止する法案が可決 ³⁵ 。		
2010/01/07		米国産牛肉輸入についての住民投票案が, 住民投票審議委員会を16時に通過 ³⁶ 。		
2010/01/08		消費者基金が「住民投票は決して政治とは関係しない」と主張 ³⁷ 。		
2010/01/09				3議席の立法院補欠選挙でグリーン陣営が全勝 ³⁸ 。

³³ http://news.rti.org.tw/index_newsContent.aspx?nid=228177

³⁴ <http://www.cna.com.tw/ShowNews/Detail.aspx?pNewsID=200912300329>

³⁵ <http://iservice.libertytimes.com.tw/liveNews/news.php?no=316054>

³⁶ <http://udn.com/NEWS/NATIONAL/NATS1/5352061.shtml>

³⁷ <http://news.chinatimes.com/2007Cti/2007Cti-News/2007Cti-News-Content/0,4521,110110+112010010800078,00.html>

³⁸ http://tw.nextmedia.com/applenews/article/art_id/32222763/IssueID/20100110